

「単 P 研修会 助成金支払い基準」

- 1 名 称 単 P 研修会助成金とする。
- 2 助成の対象となる研修会
 - PTA が企画・運営する主催行事であること
 - ・ 単 P の全会員を対象とした研修会。
 - ・ 保護者または保護者と児童・生徒が、合同で行う活動および行事。
(講話、講演、コンサート、観劇、創作活動、観察、調査活動など)
- 3 助成対象にならない研修会等
 - ・ 学校主催行事
 - ・ 家庭教育学級関係の研修会
 - ・ 学年、学級等の一部の会員対象の研修会
 - ・ 児童・生徒を主な対象とする行事 (学校が主催する行事も含む)
 - ・ 保護者と児童・生徒対象であっても研修に類しない行事 (夏祭り、バザー関連活動、どんどや、もちつき、バーベキューなど)
 - ・ 地域団体の主催による行事 (夏祭り、バザー関連活動、どんどや、もちつき、バーベキュー等)
 - ・ 複数単 P 合同の研修会
- 4 助成対象になる費用について
 - ・ 講師の謝金や車代 (要 領収書: コピー可)
 - ・ 資料代 (購入費、作成費)
 - ・ 会場費 (会場使用料、会場設営費、要 領収書: コピー可)
 - ・ 入園料、入館料、拝観料など (要 領収書: コピー可)

※ 領収書のないものは支払い証明では不可とする。
- 5 助成対象にならない費用
 - ・ 花束代、お茶菓子費 (謝金に代わる講師謝礼分は除く)、材料費
- 6 助成金額の決定
 - 一般会計の年度予算内で処理する。
 - ・ 助成金額は一定額を上限とする。(単 P あたりの助成金額は年度内予算で算出する)
- 7 請求、支払い方法
 - 単 P で実施 ⇒ 実施報告書兼助成金申請書提出 (通知文を添付) ⇒ 審査 (教養委員会が担当)
 - ⇒ 助成金額決定 ⇒ 助成金支払い